平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	生活保護（扶助費）													継続
コード	24	－	31	－	01	－	00	予算事業名	生活保護（扶助費）					
担当部署	福祉部		生活福祉課					予算事業コード	会計	10	款	03	項	03	目	02

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　　位置付けなしの場合

基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	法令による実施義務	義務
方向性（節）	1節	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	実施計画事業名	なし
施策	5	社会保障の推進	個別計画等の名称	なし
細施策	5	生活保護制度の適正な運用	当事業に関連する事務事業	なし
事業実施の根拠となる法令・条例等	・日本国憲法第25条 ・生活保護法			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	生活困窮により最低限度の生活を維持することのできない世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために実施する。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	保護申請時において相談者の状況を把握して適正助言を行うとともに、ケースワーカーによる訪問調査活動、就労支援相談員による就労支援の実施、社会福祉協議会、民生委員及び医療・介護機関などとの連携により、生活保護の適正実施を図る。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		5,847,177	6,696,243	7,169,811	7,550,736	7,418,067	
（25年度予算額大幅増／減の理由）							
事業費	A	5,767,894	6,617,639	6,940,193	7,236,589	7,418,067	7,415,351
人件費	B	265,010	293,480	322,828	331,290	347,089	347,089
総コスト（C＝A＋B）		6,032,904	6,911,119	7,263,021	7,567,879	7,765,156	7,762,440
正規職員（1年間の従事人数）		36.00人	40.00人	44.00人	45.00人	47.00人	47.00人
臨時職員（1年間の従事人数）		0.78人	0.00人	0.00人	1.00人	2.00人	2.00人
国県支出金	D	4,307,216	4,672,363	5,354,772	5,461,765	5,551,250	5,551,250
その他特定財源	E						
市の財政負担（＝C－D－E）		1,725,688	2,238,756	1,908,249	2,106,114	2,213,906	2,211,190

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
活動	被保護世帯数	世帯	2,600	2,846	2,982	3,094	－	年度	－
	指標の定義・説明		年度末被保護世帯数						
活動	生活保護開始件数	件	58.3	47.8	46.3	43.6	－	年度	－
	指標の定義・説明		年度平均1か月						
活動	生活保護廃止件数	件	27.3	27.4	34.7	34.8	－	年度	－
	指標の定義・説明		年度平均1か月						
活動	保護率	%	1.09	1.19	1.23	1.26	－	年度	－
	指標の定義・説明		年度保護率						
指標に基づく評価			景気悪化による厳しい雇用情勢、年金未納世帯の高齢化などの社会環境的要因から、保護開始件数が廃止件数を上回る状況が続き、被保護世帯数は増加し続けている。厚生労働省は平成25年6月12日、全国で生活保護を受けた人が3月時点で前月比5835人増の216万1053人となり、11カ月連続で過去最多を更新したと発表した。今後も保護申請があった場合には、相談者の状況を把握して適切な助言を行うとともに、稼働能力のある被保護者に対しては就労支援により、自立の助長を行う必要がある。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	有効性に課題			

保護の実施には、個々の世帯の生活実態・問題点などの把握が不可欠であり、近年においては就労指導の充実・強化が大きな課題である。しかし、稼働能力がありながら継続して保護を受けている世帯に対しての就労支援が十分に行き届いていない状況も一部に生じているため、対策が必要である。当事業は被保護世帯数が社会環境的要因に大きく左右されるため、福祉事務所の援助が世帯の自立・安定に直結することが難しい面もある。

(2) 比較参考値（他市での類似事業の例など）

近隣市保護率（%）（平成25年3月現在　速報値）
所沢市1．43　狭山市0．85　上尾市0．88　富士見市1．45　ふじみ野市1．54　坂戸市0．86　鶴ヶ島市0．95　日高市1．01

(3) 事業を廃止・縮小したときの影響

生活保護事務は法定受託事務であり、事業を廃止・縮小することはできない。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

<table>
<tr><td colspan="3">所管部署</td><td colspan="2">福祉部</td><td colspan="2">生活福祉課</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事務事業名称</td><td>24</td><td>31</td><td>01</td><td>00</td><td colspan="2">生活保護（扶助費）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">今後３年間の方向性</td><td>25年度</td><td>改善（見直し）</td><td colspan="6">年齢・世帯人員・地域差による影響を調整し、平成20年以降の物価の動向を勘案するという考えに基づき、生活保護法による保護の基準の一部が改正され、平成25年8月1日から適用される。また、生活保護受給者の就労・自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化・後発医薬品の使用促進などが見直された生活保護改正案が成立する見通しである。当市福祉事務所としては、これらを踏まえ、引き続き生活保護の適正実施に努めていく。</td></tr>
<tr><td>26年度</td><td>継　続</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>27年度</td><td>継　続</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>